

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 法第27条の23に規定する経営事項審査の有効期間を経過していないこと。
- (3) 法第28条第3項又は第5項の規定により対象工事に対応する業種について営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告の日から入札の日までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、公正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があつた後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (7) 入札の公告の日から入札の日までの間に、本市から八幡平市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年八幡平市訓令第44号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。
- (9) 市税に納期到来分の未納がないこと。

2 施工実績（入札公告で施工実績を求めた場合）

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し、入札参加資格確認申請書類の提出期限の日までに引き渡しが完了しているものに限ること。
- (2) 施工実績の確認は、入札参加資格で示す施工実績要件（施工数量、構造、工法等）の必要事項を具体的に確認できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行う。
- (3) 施工実績としての工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、工事カルテにより施工数量等の必要事項が確認できる場合に限り、当該工事カルテの写しをもって確認資料に代えることができること。

3 配置予定技術者

- (1) 入札公告において、配置予定技術者に一定の資格要件（例：1級〇〇技士）を設定している場合の「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。
 - ア 1級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 1級建設機械施工技士、技術士、舗装工事にあつては1級舗装施工管理技術者及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの
 - イ 2級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 2級建設機械施工技士、舗装工事にあつては2級舗装施工管理技術者及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

- ウ 1級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 1級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの
 - エ 2級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 2級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの
 - オ 1級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの
 - カ 2級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 第一種電気工事士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの
 - キ 1級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの
 - ク 2級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 給水装置工事主任技術者（1年以上の実績を有すること）及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの
- (2) 配置予定技術者の工事施工経験（入札公告で施工経験を求めた場合）
- ア 配置予定技術者は、工事施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。
 - イ 配置予定技術者の工事施工経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、全工期の半分に満たない期間の経験であれば認めないこと。
 - ウ 配置予定技術者に一定の資格要件（例：1級〇〇技士）を設定している場合、工事施工経験時に当該資格の保有は要件としていないこと。
 - エ 会社としての施工実績要件と同等の工事施工経験を配置予定技術者の要件として設定している場合、「入札参加資格で求める施工実績」に記載した工事とは別の工事も認められること。
- (3) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の入札参加資格確認申請書類提出期限の日までに、当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了の見通しにある場合は、この限りでないこと。
- (4) 工事を落札したことにより資格要件を満たす技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。
- (5) 工事を落札したことにより、資格要件を満たす技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。
- (6) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、配置予定技術者として申請できないこと。
- (7) 主任技術者又は監理技術者は、合理的な理由（病休、死亡、退職等）があれば変更することができるが、入札参加資格で施工実績を求めた工事については、現場代理人等変更通知書に配置予定技術者資格要件申告書（様式第7号の3）を添付して工事担当課に提出すること。

4 特定建設工事共同企業体

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。
- (2) 構成員のつなぎ方は「・」を使用し、株式会社等の組織形態は略称とすること。
（例：〇〇建設(株)・(株)△△建設特定建設工事共同企業体）

5 最低制限価格の設定

八幡平市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領による。(以下、抜粋)

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算の基礎となった設計書等に基づき、次の方法により算出する額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額を基に、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約当事者が定める額とする。
- (2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約当事者が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

6 工事費内訳書

- (1) 工事費内訳書は、工事施工に係る実行予算が成り立っているかどうか確認するために提出を求めていることから、入札参加者は、設計図書等に基づき入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費積算書(様式任意)を作成したうえで、当該積算書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書(様式第6号)を入札書に添付して入札すること。従って、値引き等を行う場合にあっては、単価を値引き後の金額で記載して積算することとし、工種毎の合計額に対して値引き処理を行わないこと。
- (2) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しないときは無効とすること。ただし、千円未満の端数処理により一致しない場合は、有効な入札として取り扱うこと。
- (3) 工事費内訳書のほか工事費積算書(様式任意)の提出を求める場合があること。

7 その他

- (1) 手続きにおける交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) その他入札に関しては、競争入札心得によること。